

利子補給制度のご案内

名張市では、市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫の特定の融資を受けられた方に対し、支払利子の一部を補助する制度があります。

融資を受けられた方は、下記の必要書類を添えて市役所4階商工経済室へ申請して下さい。

補助対象期間の利子の支払終了後、**3か月以内**に申請して下さい。

申請されないと補助金は交付されませんのでご注意下さい。

補助対象資金(※いずれも借換えは対象外)	補助対象者
①小規模事業者経営改善資金貸付(マル経融資)	市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者で、市税を完納している方
②生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経融資)	
③新企業育成貸付	市内に主たる事業所又は営業所を有し、又は設置することとしている小規模事業者で、市税を完納している方
④企業活力強化貸付	
⑤新企業育成・事業安定等貸付	

補助対象期間

利子の支払開始日から1年間(12回目の支払分まで)

補助金額

補助対象期間内に支払った利子の合計額に補給率(年1%※)を融資利率で除して得た割合を乗じた額(100円未満切捨て) ※融資利率が1%未満の場合は当該融資利率

[例:利子の合計額が10万円で融資利率が1.65%の場合・・・10万円×1/1.65≒60,600円]

必要書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号)及び補助金交付請求書(様式第4号) <名張市ホームページよりダウンロード>
- ②日本政策金融公庫発行の支払額明細書の写し
- ③日本政策金融公庫発行の利息支払証明書(公庫へ発行をご依頼下さい)
- ④市税完納証明書<市役所1階課税室 17.「税務証明」窓口 で取得してください>
個人事業者は代表者の証明書を1通、
法人事業者は法人と代表者の証明書を各1通 ご用意下さい。
- ⑤対象となる融資に係る借用証書の写し
- ⑥事業所の実在が確認できる資料(例)確定申告書の写し、開業届出書の写し等
- ⑦確認書兼誓約書(様式第2号) <名張市ホームページよりダウンロード>

※ご来庁の際には、ご印鑑(個人事業者、法人事業者ともに代表者印)と振込希望口座のわかるものをご持参下さい。

申請期間

補助対象期間の利子の支払終了後、3か月以内に申請して下さい。

融資内容に関するお問い合わせ先

○補助金交付申請書(様式第1号)の「設備資金・運転資金の別」について

○支払額明細書、利息支払証明書、借用証書について

→日本政策金融公庫 津支店 国民生活事業 TEL 0570-057-829まで

○確認書兼誓約書(様式第2号)に記載する「創業・再挑戦アシスト資金」・「経営力強化資金(経営革新扱い)」
の借入れについて

→取引金融機関まで

申請に関するお問い合わせ先

名張市鴻之台1番町1番地

名張市 産業部 商工経済室

TEL 0595-63-7824